

寄付金募集要項

1. 寄付金の対象となる学校

新潟リハビリテーション大学

2. 寄付金の使途

新潟リハビリテーション大学の教育研究設備の充実と環境の整備

- (1) 新校舎建設
- (2) その他大学全体の施設整備推進の資金

3. 募集対象者

卒業生・大学院修了生、在学生の保護者、教職員、役員、評議員、地域住民の方、本学と縁故のある方等で目的にご賛同いただける個人及び法人等(企業・団体)

4. 募金目標額・期間

目標額: 1億円

期 間: 平成 26 年 9 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

5. 募金額

- (1) 個人 一口につき 1 千円より
 - (2) 法人 一口につき 1 万円より
- (本趣旨をご理解いただき、なにとぞ複数口のご協力をお願いいたします。なお、金額の多寡にかかわらず、ありがたく承ります。)

6. 免税措置

(1) 個人が寄付する場合

個人からの本学園への寄付金は、寄付金控除を受けることができます。寄付金控除には「税額控除制度」と「所得控除制度」の 2 つがあり、寄付者の選択により、どちらか一方の制度を活用することが認められています。

所得税の控除に関する取扱い

a. 税額控除制度(所得税額から控除額を差し引く方法)

本学園へ支出した寄付金額が、年間 2,000 円を超える場合には、その超えた額の 40%に相当する額が所得税額から直接控除されるため、特に小口の寄付

の場合は、後述(b)の所得控除制度に比べ減税効果が高くなります。

寄付金の税額控除を受けるための手続きは、寄付をした翌年の2月中旬から3月中旬までの確定申告期間に、住所地を所轄する税務署で必要書類を添付して確定申告を行います。

・手続きに必要な書類

[1]寄付金領収書

[2]税額控除に係る証明書(写)

[3]給与所得者の場合は、当該年の給与所得の源泉徴収票

※ [1]と[2]の書類は、寄付金の入金確認後に送付いたします。

※ 寄付金額は、総所得金額等の40%が限度となっています。

b. 所得控除制度(所得税額を算出する前の所得金額から控除額を差し引く方法)

本学園へ支出した寄付金額から2,000円を控除した額が当該年の課税所得から控除されるため、所得金額に対して寄付金額が大きい場合には、前述(a)の税額控除制度に比べ、減税効果が高くなります。

・寄付金の所得控除を受けるための手続き

: 前述(a)と同様、確定申告により行います。

・手続きに必要な書類

[1]寄付金領収書

[2]特定公益増進法人であることの証明書(写)

[3]給与所得者の場合は、当該年の給与所得の源泉徴収票

※ [1]と[2]の書類は、寄付金の入金確認後に送付いたします。

※ 寄付金額は、総所得金額等の40%が限度となっています。

(2) 法人が寄付する場合

◎受配者指定寄付金制度

日本私立学校振興・共済事業団(以下「私学事業団」という)を通じて、寄付者(法人)が指定した学校法人へ寄付していただく制度で、法人税法上、全額を損金に算入することができます。

受配者指定寄付金を希望される場合には、別途 私学事業団所定の書類がありますので、法人本部までお申し出ください。

7. 申し込み方法

・別紙の「寄付申込書」に必要事項をご記入のうえ、現金または下記口座へのお振込をお願いいたします。

なお、「寄付申込書」は、学校法人への寄付に必須ですので、ご面倒でもご記入の上下記「9」の宛先まで、ご持参または郵送していただきたくよろしくお願いいたします。

振込先

第四銀行 岩船支店 普通預金 口座番号 1111561

名義 学校法人北都健勝学園 理事長 的場巳知子

(がっこうほうじんほくとけんしょうがくえん りじちょう まとばみちこ)

8. 個人情報の保護について

ご寄付いただいた方の氏名・住所等の個人情報は、当学園の「個人情報保護に関する規則」に則って厳重に管理いたします。

9. 問い合わせ先

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

(連絡先) 学校法人北都健勝学園 法人本部事務局 TEL:0254-56-8282

〒958-0053 新潟県村上市上の山2番16号

担当:小田、近

以上